

適性試験の合格基準

次の基準に満たない場合は、運転免許試験に合格しません。

○ 視力等について

原付 小型特殊	<ul style="list-style-type: none">・ 視力が両眼で0.5以上であること。・ 片眼が見えない場合、他眼の視野が左右150度以上で、かつ、視力が0.5以上であること。
大型二輪 普通二輪 大型特殊 普通 中型8 t 限定 準中型5 t 限定 普通仮免許	<ul style="list-style-type: none">・ 視力が両眼で0.7以上で、かつ、片眼でそれぞれ0.3以上であること。・ 片眼の視力が0.3未満もしくは見えない場合は、他眼の視野が左右150度以上で、かつ、視力が0.7以上であること。
大型 中型 準中型 大型仮免許 中型仮免許 準中型仮免許 けん引 二種	<ul style="list-style-type: none">・ 視力が両眼で0.8以上、かつ、片眼でそれぞれ0.5以上であること。・ 深視力を3回検査し、その平均誤差が2 cm以下であること。 (片眼の視力が0.5以下の場合は、不合格となります。)

○ 色彩識別能力

赤色、青色及び黄色の識別ができること。

○ 聴力の能力

聴力に障害のある方（補聴器を使用しても、10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方）であっても、次の条件の下で運転免許を取得できます。

運転できる自動車等の種類	準中型車、普通車、小特車、大型二輪車、普通二輪車及び原付車
特定後写鏡の取付け	準中型車、普通車を運転するときは、特定後写鏡（ワイドミラー又は補助ミラー）又は後方等確認装置を取り付ける必要があります。（小特車、大型二輪車、普通二輪車及び原付車を除く。）
聴覚障害者標識の表示	準中型車、普通車を運転するときは、車体前後の定められた位置に聴覚障害者標識を取り付ける必要があります。（小特車、大型二輪車、普通二輪車及び原付車を除く。）

○ 適性相談

新たに運転免許を受ける方、及び運転免許をすでに受けている方で、病気や事故などにより、聴力や運動能力に心配のある方は、北見運転免許試験場にご相談下さい。

お問い合わせ・ご相談先

北見運転免許試験場 0157-36-7700